⑵ Classification of the services to be procured : 73
⑶ Subject matter of the contract : Broadcast production of weather reporting
⑷ Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 21 March 2013
⑸ Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 15 May 2013
⑹ The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺ Contact Point for the notice : Yoshihiro Nachigami, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 3―2―1, Chuo, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi, Japan 980―0021 Tel. 022―217―1726

資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26・27年度において日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

本資格は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に申請書を提出すれば、その資格は、別記１に掲げる当事業団の全調達機関において有効な統一資格となるものです。ただし、国の全省庁統一資格を有する者は、本公示に基づく資格審査を改めて行う必要はありません。

なお、当事業団は、国の競争参加資格申請の受付機関に指定されていませんので、当事業団の資格審査決定を受けても国の競争参加資格を取得したことにはなりません。

平成25年３月１日

日本私立学校振興・共済事業団
理事長　河田　悌一

◎調達機関番号　404　◎所在地番号　13

１　資格の種類及び調達する物品等の種類　競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は次のとおりとする。

⑴ 物品の製造　衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類、土木・建設・建築材料、その他
⑵ 物品の販売　物品の製造に同じ。
⑶ 役務の提供等　広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、電子出版、その他
⑷ 物品の買受け　立木竹、その他

２　資格審査の受付期間　平成25・26・27年度の資格審査の受付は、平成25年３月１日から平成25年３月25日までの間とする。（この期間を定期審査期間とする。）

なお、上記期間後も随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

３　競争参加資格の申請

⑴ 申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」（以下「申請書」という。）は、別表に掲げる申請場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で交付する。

なお、郵送での送付を希望する場合は別表の⑵共済事業本部に請求すること。

⑵ 申請書の提出方法　申請書に次の書類を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に提出すること。

持参の場合の受付時間は、土日休日を除く９時00分から17時45分（執務時間内に限る。）とする。郵送（書留郵便）等も可。

㋐ 登記事項証明書の写し（法人の場合）
㋑ 財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
㋒ 営業経歴書
㋓ 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書の写し（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３とする。）

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
B　法人税（法人の場合）
C　所得税（個人の場合）

注：公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする。

４　申請書等の作成に用いる言語

⑴ 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
⑵ 添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨に換算し、記載すること。

５　有資格者としない者　次の⑴又は⑵に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、有資格者としない。

⑴ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
⑵ 競争参加資格審査申請書及び競争参加資格の審査に必要な書類に故意に虚偽の事項を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

６　有資格者としないことがある者　次の⑴から⑺までの一つに該当する者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）で、その事実があった後２年間を経過していない者は、有資格者としないことがある。

⑴ 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
⑵ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
⑶ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
⑷ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑸ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑹ 事業団に提出した書類に虚偽の記載をした者（本公示５の⑵の場合を除く。）
⑺ その他事業団に著しい損害を与えた者

７　競争参加者の資格及びその審査

⑴ 競争に参加できる者の資格審査は、別記２の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。
⑵ 競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記３の区分に基づいて格付けする。

８　資格審査結果の通知　「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等）する。

９　資格の有効期間

⑴ 定期審査による資格　平成25年３月25日までに受け付けた競争参加資格の有効期間は、平成25年４月１日から平成28年３月31日までとする。
⑵ 随時審査による資格　平成25年３月26日以降に受け付けた競争参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成28年３月31日までとする。

10　競争参加資格を有する者の資格審査に関する照会先　別表に掲げる申請場所

11　その他　当事業団の競争参加資格を有する者の資格に変更等が生じた場合は以下の申請を行うこと。

⑴ 申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」にそれぞれに示す書類各１部を添え、速やかに提出すること。

なお、変更届の入手方法及び提出方法については、本公示「３　競争参加資格の申請」に示すものと同様とする。

ア　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合
㋐ 資格審査結果通知書の写し
㋑ 登記事項証明書の写し（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

イ　「希望する資格の種類」又は「調達する物品等（営業品目）」の場合
㋐ 資格審査結果通知書の写し

ウ　「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合
㋐ 資格審査結果通知書の写し
㋑ 直近の財務諸表
㋒ 申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄に記載したもの

エ　その他の事項の場合　本公示３の申請を改めて行うこと。